

## 暴力団排除条項の導入に伴う預金規定等の改定について



当組合は、暴力団をはじめとする反社会的勢力との関係遮断に取り組んでおりますが、その取り組みの一環として、平成19年6月に政府が公表した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」等を踏まえ、平成23年6月1日より預金規定等を改定し暴力団排除条項を導入いたします。

なお、改定後の新规定は、改定前よりお取引いただいているお客様にも適用されます。

### 記

#### 1. 内容

- (1) 預金規定等に暴力団排除条項(暴力団等の反社会的勢力を排除する条項)を盛り込みます。
- (2) 預金等の口座開設のお申し込みを受けた際に、お客様が反社会的勢力に該当しないこと等の表明・確約を行っていただきます。  
尚、本表明・確約をいただけない場合は、お取引をお断りいたします。
- (3) お取引開始後に、反社会的勢力であることが判明した場合や上記(2)の表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合等には、お取引の停止・解約をさせていただきます。

#### 2. 改定する預金規定等

- |              |            |              |
|--------------|------------|--------------|
| (1) 当座勘定規定   | (2) 普通預金規定 | (3) 納税準備預金規定 |
| (4) 総合口座取引規定 | (5) 通知預金規定 | (6) 各種定期預金規定 |
| (7) 定期積金規定   |            |              |

#### 3. お客様へのお願い

当組合では、今後も反社会的勢力との関係遮断のための取り組みを行ってまいりますので、お客様にはこの取り組みの趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い致します。

以 上